

令和9・10年度市営建設工事入札参加資格審査基準一覧

	項目	内容	加減点数	従前からの変更点	
1	総合数値	総合数値＝客観的事項＋主観的事項			
2	客観的事項	経営事項審査の総合評定値（P値）	450点以上		
3	主観的事項	工事成績以外は申請年度及びその前年度の2年間を対象	+306点～-276点	一部対象期間の変更と項目の新設	
	(1) 工事成績	過去5年間の平均工事成績により算定 評定値＝（過去5年間平均工事成績評定点－65）×2＋α α：1点～26点（過去5年間平均75点～100点に応じて加算） ・75点以上80点未満 1点～5点（加幅1点） ・80点以上85点未満 6点～10点（加幅1点） ・85点以上90点未満 11点～15点（加幅1点） ・90点以上95点未満 16点～20点（加幅1点） ・95点以上100点未満 21点～25点（加幅1点） ・100点 26点	+96点～ -156点	対象期間の拡大及び算定方法の変更	
	(2) 指名停止等	指名停止措置を受けた場合		月数×-10点	
		文書警告を受けた場合		件数×-10点	
	(3) 災害緊急対応	災害緊急時に協力した場合（パトロール、救援活動、災害応急工事、災害時障害物除去、家畜伝染病対応）		件数×10点 （上限40点）	
	(4) 地域貢献活動	無償で奉仕活動（道路、河川及び交通安全施設等の清掃、防犯活動、地域行事参加協力等）を実施した場合		回数×2点	（上限45点）
		消防団員を雇用している場合		人数×5点	
		保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合		5点	
	(5) 障がい者雇用	障がい者の雇用に義務付けられている者は、法定雇用率を上回っている場合、その他の者は、障がい者を雇用している場合		10点	
	(6) 新卒者継続雇用	次に掲げる者を採用し、常勤として継続雇用している場合 ①学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中等部もしくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者 ②職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定職業訓練学校の課程（在職者訓練を除く）を修了後3年以内の者		人数×15点 （上限45点）	
	(7) いわて子育てにやさしい企業等認証取得	令和9年1月31日現在で認証を取得している場合		10点	加点上乗せ
	(8) いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認証取得	令和9年1月31日現在で認定を取得している場合		10点	加点上乗せ
	(9) 週休2日制による4週8休の実施	令和9年1月31日現在で事業所として実施している場合		10点	新設
(10) 子育てサポート企業（くるみん等）認証取得	令和9年1月31日現在で認定を取得している場合		10点	新設	
(11) 大船渡市消防団協力事業所認証取得	令和9年1月31日現在で認定を取得している場合		10点	新設	
(12) 市道の除排雪業務及び融雪剤散布業務の受託	過去2年間に受託している場合		1契約×10点 （上限20点）	新設	
4	技術者要件	・技術職員を2人以上有していること	—		
		・A級（土木、建築）に格付するにあたっては、特定建設業の許可を受けており、かつ、2級以上の技術職員3人以上（うち1級2人以上）有していること	—		

